

質問第九二号

特殊法人等の改革に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年六月十日

参議院議長 江田 五月 殿

山下 栄 一

特殊法人等の改革に関する質問主意書

特殊法人等については、特殊法人等整理合理化計画（平成十三年十二月閣議決定）の実施により、組織形態について見直しが行われ、「民営化」が実現したとされている。しかし、その「民営化」とは、「特殊会社化、民間法人化、完全民営化」であり、国民一般の常識とは大きく異なっている。そこで、特殊法人等の改革に関する疑問について、以下のように質問する。なお、答弁書においては、複数の質問項目を一括し、まとめて回答するのではなく、各質問項目について丁寧に回答するよう求める。

一 特殊法人等整理合理化計画では、特殊法人等を「特殊法人」及び「認可法人」としているが、そもそも「特殊法人」、「認可法人」とは何か。両者はどのように異なるのか。設立等に関する法律規定を示して、具体的に説明されたい。

二 現在「特殊法人」及び「認可法人」に該当するすべての法人名を列挙されたい。

三 「特殊法人」も「認可法人」も、特別の法律がなければ設立できず、また、両者とも法人運営に政府が関与し、税金の無駄遣いや天下り等、同じ問題がある。したがって、行政管理及び行政改革の観点から両者を区別する必要性はなく、政府がその実態を正確に把握し、情報公開を徹底するとともに、必要な監視

を行う責任があると考えるが、いかがか。

四 総務省設置法第四条第十五号は、総務省の所掌事務として、「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。」を規定している。この規定の立法趣旨は何か。

五 四の法律規定は、「認可法人」を規制の対象としていないようであるが、その理由は何か。

六 特殊法人等整理合理化計画では、特殊法人等の「民営化」として、「民間法人化された特殊法人・認可法人」という言葉が使われているが、ここでいう「民間法人化」とは何か。そのような言葉を新たに造つた目的は何か。なぜ「民間法人化」が「民営化」となるのか。

七 特殊法人等整理合理化計画を実施する中で、「特別の法律により設立される民間法人」という言葉が使われているが、ここでいう「特別の法律により設立される民間法人」とは何か。そのような言葉を新たに造つた目的は何か。

八 現在「特別の法律により設立される民間法人」に該当するすべての法人名を列挙されたい。

九 総務省所管の「日本消防検定協会」は、昭和三十八年十月に特殊法人として設立され、昭和六十二年一月に「民間法人化」され、現在「特別の法律により設立される民間法人」となっている。同協会は、特殊法人から「民間法人化」で何が変わったのか、具体的に説明されたい。

十 厚生労働省所管の「中央職業能力開発協会」は、昭和五十四年七月に認可法人として設立され、平成十年七月に「民間法人化」され、現在「特別の法律により設立される民間法人」となっている。同協会は、認可法人から「民間法人化」で何が変わったのか、具体的に説明されたい。

十一 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成十四年四月閣議決定)では、經常的事業経費に対する国等からの補助金等の廃止が「特別の法律により設立される民間法人」の要件とされていないが、その理由は何か。

十二 經常的事業経費に対する国等からの補助金等の有無を問わないことは、特殊法人等の「民営化」の方向性に反し、行政改革に逆行するものと思われるが、いかがか。

十三 元々は「特殊法人」又は「認可法人」であり、改革の結果、「完全民営化」されたものはあるか。あれば、すべての法人名を列挙されたい。

十四 特殊法人等整理合理化計画では、「特殊会社化、民間法人化、完全民営化」を「民営化」としているが、一般常識からすれば、政府の関与のない「完全民営化」でなければ「民営化」したとは言わないはずである。今日、「特殊会社化」や「民間法人化」、さらには「特別の法律により設立される民間法人」という造語により、「民営化」したと説明することは、明らかに国民一般をあざむくことになると思われるが、いかがか。

十五 国民に対し行政に関する内閣の責任を明らかにし、それを国会が統制するという国民主権の観点からは、政府は、「完全民営化」されていない特殊法人等について、その実態を正確に把握し、情報公開を徹底するとともに、必要な監視を行う責任があると考えるが、いかがか。

十六 十五のために、内閣府に「特殊法人等監視委員会」（仮称）を設置すべきと考えるが、いかがか。
右質問する。